02 石狩市の環境

第１節　石狩市環境基本計画

１　計画の目的及び位置づけ

環境基本計画は、石狩市環境基本条例第３条に掲げる基本理念を実現するために、市、事業者及び市民が連携・協力して環境に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

【石狩市環境基本条例（抄）】
（基本理念）
第３条　環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。
２　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。
３　環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。
４　地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

石狩市環境基本条例に基づき、まちづくりの総合計画である「石狩市総合計画」が目指す目標を、環境面から実現する「環境分野における総合計画」です。本計画は条例に定めるとおり、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画として、長期的な目標や施策の方向を示すものであることから、具体的な施策や事業については、関連する個別計画で推進を図っていくこととします。

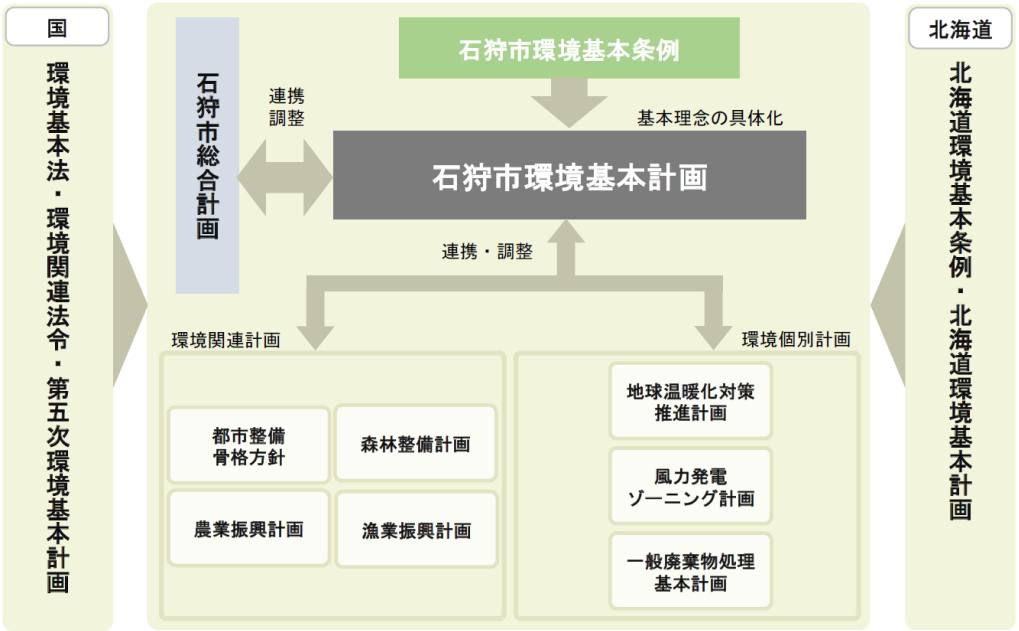

2　計画の全体像

環境基本計画では、2040年に目指す環境像を次のとおり掲げ、目指す環境像を実現するために「目指す姿（長期的な目標）」として「安心・安全」「生物多様性」「資源循環」「脱炭素」の４つの分野と、これら全ての分野に横断的にかかわる「教育・パートナーシップ」の５つの分野を設定しています。

さらに各分野の目指す姿の実現のために行う施策方針と取り組み方針について、それぞれ定めています。

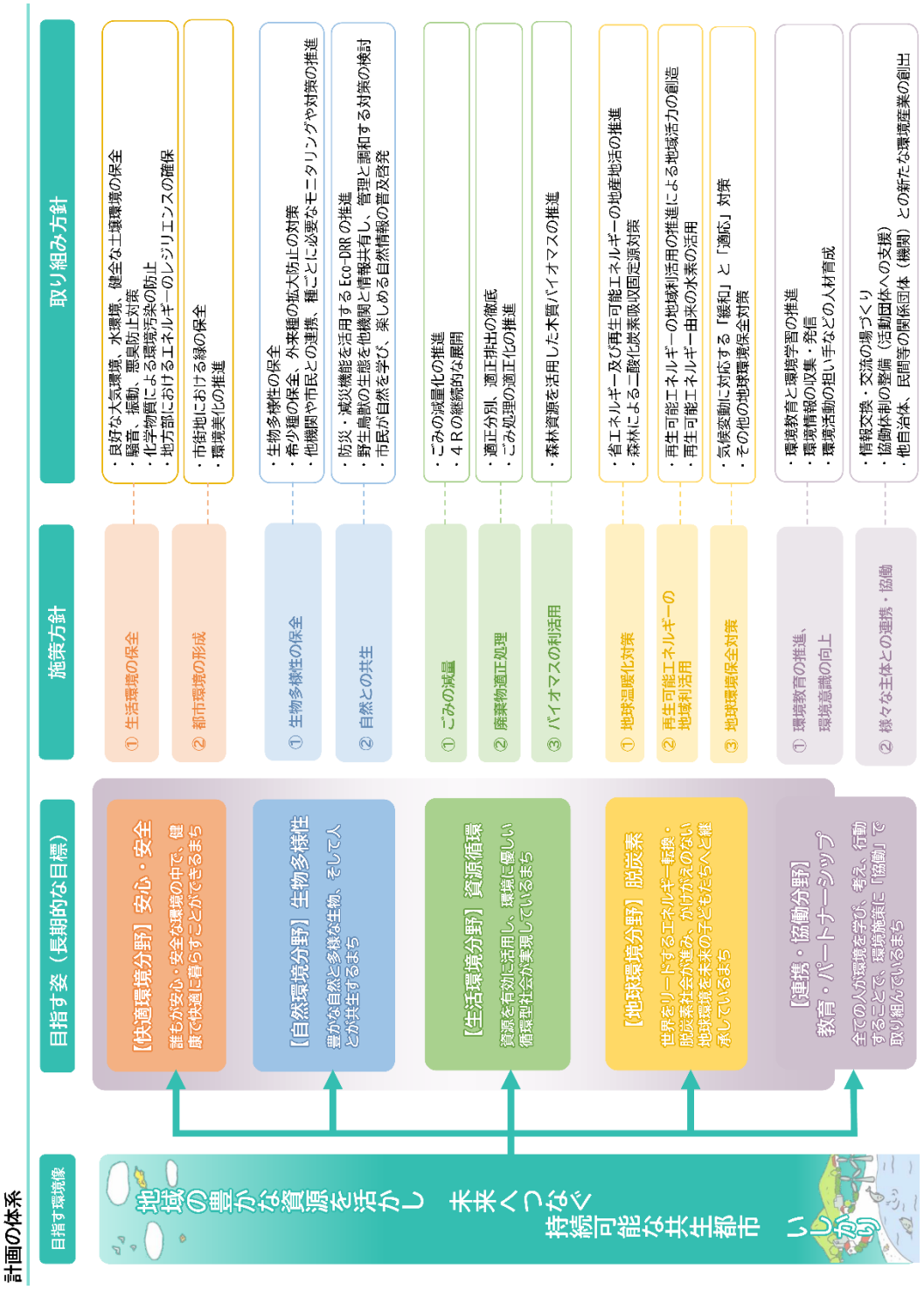

3　目指す環境像が実現した 2040 年のまちの姿

環境基本計画では、様々な取り組みを通じ目指す環境像を実現させ、20年後に次のようなまちになっていることを目指しています。

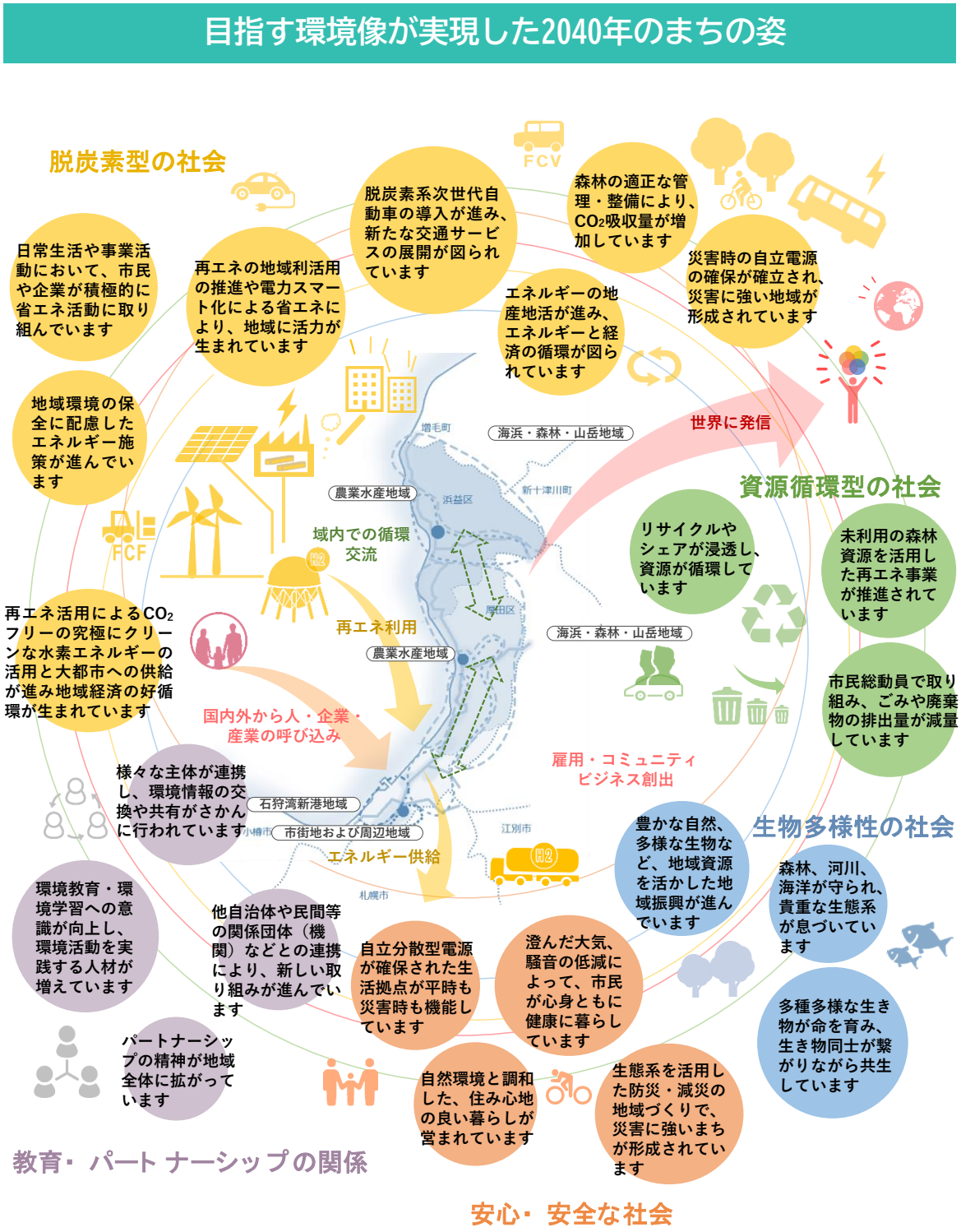

4　SDGs との関係

世界では、平成27年９月、ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められ、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものとなっています。このアジェンダを基に、平成27年から令和12年までに、17のゴールである貧困や飢餓、ジェンダー平等、エネルギー、気候変動など、持続可能な開発のためのゴールを達成するため世界各国が積極的に取り組んでいます。

石狩市が掲げる地域課題は環境・経済・社会分野が相互に関連し複雑化していることから、これらの同時解決を目指す「SDGs」の考え方は重要であり、環境基本計画で掲げる５つの分野とSDGs掲げる17のゴールの関係を意識しながら施策を実施していくことが大切です。

持続可能な開発目標 SDGs のゴールと５つの分野との関係

目指す姿（長期的な目標） ５つの分野	健康/福祉	教育	水	エネルギー	産業/技術革新	まちづくり	生産/消費責任	気候変動	海洋資源	陸域生態系	パートナーシップ
「安心・安全」健康で快適な暮らしの実現											
①　生活環境の保全	●		●			●	●				●
②　都市環境の形成			●				●	●			●
「生物多様性」豊かな自然、多様な生物との共生											
①　生物多様性の保全			●						●	●	●
②　自然との共生						●	●				●
「資源循環」循環型社会の形成											
①　ごみの減量							●		●		●
②　廃棄物適正処理						●	●				
③　バイオマスの利活用				●						●	●
「脱炭素」持続可能な社会の構築											
①　地球温暖化対策				●	●	●	●	●		●	●
②　再生可能エネルギーの地域利活用				●	●	●	●	●		●	●
③　地球環境保全対策							●				●
「教育・パートナーシップ」環境行動の輪が広がるまちづくり											
①　環境教育の推進、環境意識の向上		●				●	●	●			●
②　様々な主体との連携・協働						●	●	●			●

第２節　石狩市環境審議会

石狩市は、環境基本条例第36条第１項の規定に基づき、「石狩市環境審議会」を平成13年６月に設置し、環境基本計画に関することや、環境の保全及び創造に関する基本的事項などを審議しています。令和５年度は、石狩市地球温暖化対策推進計画の改定等について審議しました。

表 2-1　石狩市環境審議会委員名簿（令和５年６月～令和７年５月）

	氏　名	役　職　等
会　長	松 島　　肇	北海道大学大学院 農学研究院 講師
副会長	芥 川　智 子	地方独立行政法人北海道立総合研究機構　部長
委　員	黄　　仁 姫	北海道大学大学院工学研究院　准教授
委　員	玉 田　克 巳	地方独立行政法人北海道立総合研究機構　主任主査
委　員	氏 家　　暢	札幌市農業協同組合　常務理事
委　員	小笠原　英史	北石狩農業協同組合　理事
委　員	丹 野　雅 彦	石狩湾漁業協同組合 代表理事組合長
委　員	牧 野　　勉	石狩市連合町内会連絡協議会　会長
委　員	百 井　宏 己	石狩商工会議所 専務理事
委　員	長 原　徳 治	市民公募委員
委　員	石 岡　真 子	市民公募委員

（１）令和５年度　審議会開催一覧

① 令和５年度第１回石狩市環境審議会

開催日：令和５年８月25日（金）

議　題：１）石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）の改定について（諮問）

２）いしかり生きものかけはしプランについて（中間報告）

② 令和５年度第２回石狩市環境審議会

開催日：令和５年12月25日（月）

議　題：１）（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書について（株式会社JERA）

２）石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）の改定について（継続審議）

３）家庭ごみ収集日の変更について

４）石狩市生物多様性地域戦略（仮）について（中間報告）

③ 令和５年度第３回石狩市環境審議会

開催日：令和６年３月28日（木）

議　題：１）石狩市公害防止条例施行規則の改正について（諮問・答申）

２）石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）の改定について（答申）

３）石狩市生物多様性地域戦略（案）について（継続審議）

４）石狩市環境白書‘23について（報告）